

都市計画の原案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画公園 第8・2・30号 高松農の風景公園

2 理 由

練馬区都市計画マスタープラン（平成27年12月改定）では、本計画地のある高松一丁目、高松二丁目および高松三丁目を含む第3地域のまちづくりについて、多面的な機能を持つ都市農地や屋敷林などの民有地の貴重なみどりを、良好な都市環境に必要なものとして保全することを指針として掲げている。

また、高松一丁目、高松二丁目および高松三丁目の一部の区域は、将来にわたり農地や屋敷林などが残る特色ある風景を保全、育成し、都市環境の保全、レクリエーション、防災などの緑地機能を持つ空間として確保するため、平成27年に「高松一・二・三丁目農の風景育成地区」として指定された。同地区内では、農地や樹林地の景観を伝える拠点を確保するため、積極的に都市計画公園を定めることとしており、これまで点在する農地や樹林地を1つの都市計画公園として定めている。平成28年に2か所の農地を「高松農の風景公園」として指定し、平成29年に2か所の樹林地を本公園に追加、令和4年に樹林地の区域の拡張を行った。

今回、本公園に追加する土地は、「高松一・二・三丁目農の風景育成地区」内に存する生産緑地であり、緑確保の総合的な方針（改定）（令和2年7月）において、確保地（農地 水準1）に位置づけられている。

こうしたことから、農地の景観を伝える拠点を確保するため、高松二丁目および高松三丁目地内における約0.2ヘクタールの農地について高松農の風景公園の区域に追加する都市計画変更を行うものである。